

市町村や地域の企業・民間団体等の非政府主体（ノンステートアクター）が実施する、各地域における持続可能な脱炭素社会づくりに向けた効果的かつ自発的な行動変容やライフスタイルの選択を促す取組を支援します。

1. 事業目的

- ・地域の様々な活動主体が連携し、きめ細かな地域単位での取組を促進させることで、持続可能な脱炭素社会づくりに向けた地域住民の積極的かつ自発的な行動・定着につなげ、地域の特色に合った地球温暖化対策を効果的に推進する。
- ・本事業の実施結果等を踏まえ、人々の意識や行動の変容を一層促進し、CO2排出削減に寄与する政策の展開につなげる。

2. 事業内容

- (1) 地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業 (368百万円)
地域の企業等や家庭・個人の自発的な地球温暖化対策への取組を促すため、自治体の首長が先頭に立ち、企業等と連携して、脱炭素型の行動変容やライフスタイルの選択を促す取組を通年に渡って展開する事業（特にコロナ後の新しい生活様式をより脱炭素型にするための取組）に対して支援を行う。
- (2) 民間企業等が地方公共団体と連携して行う地球温暖化対策事業 (132百万円)
地域に根差した企業等の消費者との接点、発信力を活用し、企業等が地方公共団体と連携して、地域住民の地球温暖化への関心を高め、脱炭素型の行動変容やライフスタイルの選択を促す取組を展開する事業（特にコロナ後の新しい生活様式をより脱炭素型にするための取組）に対して支援を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) 間接補助事業（定額（中核市以上は総事業費の3/4の定率））
(2) 間接補助事業（定額）
- 補助対象 (1) 市区町村
(2) 民間企業・団体
- 実施期間 平成26年度～（地球温暖化対策計画の見直しに合わせて見直し）

4. 事業イメージ

- (1) 地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業
【補助対象 定額・定率（上限あり）】
環境省→非営利団体
→市区町村
【実施数】約1,700自治体に対して65箇所程度



- (2) 民間企業等が地方公共団体と連携して行う地球温暖化対策事業
【補助対象 定額（上限あり）】
環境省→非営利団体→民間企業等
【実施数】20箇所程度

